第１２９１回　京都市教育委員会会議　会議録

１　日　　時　平成２５年６月２０日　木曜日
　　開会　１０時００分　　閉会　１３時００分

２　場　　所　京都市役所内　教育委員室

３　出席委員　委　員　長　藤原　勝紀
　　委　　員　奥野　史子
　　委　　員　秋道　智彌
　　委　　員　星川　茂一
　　委員・教育長　生田　義久

４　傍 聴 者　１人

５　議事の概要

（１）　開会
　　１０時００分，委員長が開会を宣告。

（２）　前会会議録の承認
　　第１２９０回京都市教育委員会会議の会議録について，全委員の承認が得られた。

（３）　議事の概要

ア　議事
　　議案５件　報告２件

イ　非公開の承認
　　議案５件については，市議会議案に関する案件及び関係機関との協議を要する事項であるため，京都市教育委員会会議規則に基づき，非公開とすることについて，全委員の承認が得られた。

ウ　報告事項

「クラスマネジメントシート」について
（事務局説明）
○　大橋　生徒指導課長
　子どもたちが生き生きとした学校生活を送るためには，不登校やいじめ，授業不成立の未然防止や，その兆候の早期発見・早期対応が不可欠である。クラスマネジメントシートは，児童生徒の普段の言動や様子の観察に加え，アンケート調査を用いたより客観的な情報を得ることにより，学級の実態や子どもの状況を適切に把握し，対応策を導くことを目的としている。
　アンケートは，子どもがどうクラスを見ているか，子どもがどう自分の生活を感じているかという子どもの視点を把握することを主眼としており，項目作成のための自由記

述式の予備調査，予備調査から作成された項目を精選するための本調査を経て完成に至っている。大人から見たクラス・子ども像ではなく，あくまで子どもから見たクラス・毎日の生活像を明らかにするところに本アンケートの特色がある。

アンケートの対象は小学校 4～6 年生及び中学校 1～3 年生であり，6 月 14 日以降順次，活用できるよう学校に向けてアンケート用紙・実施の手引きの配信を行っている。また，6 月 27 日以降の 8 日間，学校教員対象のクラスマネジメントシート活用説明会を実施する。

アンケートは,「わたしのクラス アンケート　～学級認知～（小学校 29 項目　中学校 29 項目)」「わたしの毎日 アンケート　～生活適応感～（小学校 33 項目　中学校 39 項目)」で構成されており，それぞれの学級において両方のアンケート，又はいずれかに回答させることで，①子どもたちがどのように学級を見ているのか，②子どもたちが毎日の生活をどのように送っているかを把握することができる。

回答後は専用の集計システム（6 月 27 日配信予定）を用いることで，容易に結果を分析することが可能となる。また，複数回実施することで学級経営の方向性や子どもの変化を追うことが可能となり，よりきめの細かい学級経営や個別の指導を行うことができる。

（委員からの主な意見）

○生きたものとして活用していく必要がある。統計的な観点も大事だが，使う先生が統計的になるのではなく，この項目から具体的に子どもへの手立てを考えていく必要がある。アンケートの結果からその後の対応のポイントを出すことは可能か。

○良い取組だと思う。データがきちんと反映できるかどうかは，子どもが答えやすいものになっているかどうかが関係している。子どもにとって答えやすく，子どもの実態が反映されるような活用方法を周知徹底する必要がある。

○こうしたツールが持つ肯定的側面もあるが，先生がツールに頼りすぎてしまい，判断能力や感じる力が落ちていくのではないかという懸念もある。先生たちの生身の感覚を大事にしてもらえるよう伝えていって欲しい。

○各クラスでアンケートを実施した際に,大変なクラスという評価が出てくると思うが,それを良い形で共有することが必要不可欠である。あくまで“良い形で共有する”という点にポイントを置いておかないと，シートの結果が学級の比較や担任の先生の評価につながってしまう。そこは慎重に考え，活用方法を伝えていく必要がある。

○学習確認プログラムを京都では実施している。それに加えてこうしたアンケートも実施することで様々な観点から子どもの全体像を総合的に見ていくことが可能となる。そうした子ども理解，学校という組織から子どもをどう捉えるかという視点を身につけていく必要があり，クラスマネジメントシートは，それを作り出していくためのきっかけだと考えられる。

○一般的な受け止め方として，こうしたアンケートは評価や比較につながるというイメージがあるだろう。そのため，このツールを使って京都は何をしようとしているのかということを繰り返し伝えていく必要がある。先生がこれを手に取り，実際に使ってみて自分のクラスや子どものことを振り返る。そして周りの先生とそれについて一緒に考えてみる。そうした「生のコミュニケーション」を活性化することがこのツール

の重点であろうと思われる。そこを大切にする意味でも，教育委員会があまり活用を推しすぎないよう留意する必要がある。

（事務局）

○アンケート結果を集計した際に，対応のポイントや留意点も確認できるよう，集計システムを構築している。

○事務局としてもこのシートは，学級経営や子どもとの関わり方の解答を示すものではなく，教師が日頃から感じていること，実践していることを振り返り，その先の指導方針を考えていくためのツールであると考えている。もし，自分の感覚と違う結果が出ても，それでダメだということではなく，その結果と感覚のズレを深く考えていくきっかけとしてもらえるよう繰り返し周知していきたい。

○これはあくまで ver.1.0 として考えている。今後，学校現場での活用を通じ，このツールの完成度を高めていきたい。現場での活用事例の蓄積も含めて，より良いツールとしていきたい。シートの結果で良い・悪いを評価するのではなく，その先生が何に取り組んできたか，また，何に取り組もうとしているのかを大事にし，その取組の経過とクラス・子どもの変化を第一にとらえたツールであることを繰り返し伝えていきたいと考えている。

子どもを共に育む京都市民憲章行動指針について

（事務局説明）

○　俣野　家庭地域教育支援課長

子どもを健やかに心豊かに育む社会を築くために，京都市民共通の行動規範として制定された「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念が広く浸透し，社会のあらゆる場で実践行動の輪が広がることを総合的に推進する「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」に基づき，平成２５年度の具体的な実践方策である「行動指針」を定めた。

「行動指針」は，毎年度，「京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会」の審議を経て策定し，「重点行動」「基本的な方策」「緊急課題への方策」から構成されている。

推進協議会において，毎年指針をむやみに変更するのではなく，継続性をもって行動していくことが大切であるとの意見があり，平成２５年度の「行動指針」は前年度と同様の内容となっている。今後も引き続き，市民や各団体に指針に基づいた実践を呼びかけていく。

また，平成２４年９月に，保護者を対象に実施した「子どもを共に育む京都市民憲章に関するアンケート」では，憲章を知っていると回答した割合が，小学校で２６％，中学校で３１％という結果であった。今後とも，育ち学ぶ施設等や各種イベントでのチラシの配付や町内会の回覧等により周知徹底を図り，認知度を高めていきたい。

（委員からの主な意見）

○市民への周知方法には限界がある。もっと学校内での周知方法を工夫し，子どもや保護者が日常的に目に触れるようにして意識づけを図っていくことが大切ではないか。

○「京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会」で審議をされているということであるが，実際には何回ほど実施しているのか。

○周知方法が少し古く感じる。もちろんそれも大事で評価するが，もっとインターネットの活用を図るなどの工夫も必要。

○憲章の日（２月５日）にあわせて，子どもたちと一緒になって活動できるような取組はできないか。

（事務局）

○新しい周知の方法として回覧板用のチラシを作成している。

○人づくり２１世紀委員会に参画いただいている幹事団体にアンケートを実施し，それぞれの団体がどれだけ行動指針に基づいた実践を推進しているか検証していきたい。

○平成２４年度は計３回の推進協議会を開催し，そのうちの２回において「行動指針」に関し議論いただいた。

エ　非公開の宣言

委員長から，以下の事項について，会議を非公開とすることを宣言。

オ　議案事項

議第５号　　第３１期社会教育委員の委嘱について

（事務局説明）

○　西原　生涯学習推進課長

京都市社会教育委員について，第３０期の任期が６月３０日に満了するため，３１期の委員の委嘱について御審議をいただきたい。

定数は１５名で，任期は平成２５年７月１日から平成２７年６月３０日までである。１５名のうち１０名を再任し，市民公募委員２名を含む５名を新規委員としたい。

新規委員については，京都市ＰＴＡ連絡協議会から平成２３・２４年度会長の 長屋 博久 氏，学識経験者として 総合地球環境学研究所 所長の 安成 哲三 氏 と 株式会社 聖護院八ツ橋総本店 専務取締役の 鈴鹿 可奈子 氏 に御就任いただきたいと考えている。

また，市民公募委員については，選考委員会において書類による１次選考と面接による２次選考を実施し，４９名の応募者の中から，越村 美保子 氏 と 諸岡 聖 氏 の２名を選定した。越村氏は会社員で，大学の非常勤講師も務めておられ，「未来の担い手若者会議 Ｕ３５」で副議長を務められた御経験をお持ちである。諸岡氏は大学院生であるが，ＮＰＯ団体の役員としてまちづくりの活動に携わり，「未来まちづくり１００人委員会」にも参加されている。

（議決）

委員長が，議第５号「第３１期社会教育委員の委嘱について」に対して，採決を行い，各委員「異議なし」を確認。

報告１号　平成２５年度における京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の制定について

議題６号　平成２５年度における京都市立学校給食調理員の給与の額の特例に関する規則の制定について

（事務局説明）

○　東　教職員人事課長

報第１号の案件については，市会日程上，速やかに条例提案する必要があるため，規定に基づき，既に市長決裁を終えており，本日はその承認をお願いしたい。その後，６月２４日から開会となる市会に提案させていただきたい。

国において，改正地方交付税法及び平成２５年度予算が成立し，地方交付税等の減額が確実となったことを受け，その影響を市民に及ぼすことを避けるため，本市独自の行財政改革の取組も踏まえつつ，教育委員会所管の教職員も含めた本市職員の給与を減額する措置を実施しようとするものである。

従前から，幼稚園・高等学校教職員の勤務条件は，「府並み」とし，京都府に準じて措置しているが，今回の給与カットは京都府・京都市それぞれの財政事情によるところが大きいため，特例的に本市の行政職員のカット率に準じた「市並み」の措置としている。

カットの対象となる教職員は，本市が給与を負担している幼稚園・高等学校教職員等のうち再任用を除く教職員であり，計１，００２名となる。

カットの対象となる給料等は，給料月額，教職調整額及び地域手当であり，校長級は６．４％，教頭級は４．８％，その他教職員は３．６％をカットする。

影響額としては，高校の校長の場合，平均給与が約５３万円のため，１人あたり月額でマイナス３．３万円，実施期間の総額でマイナス３０万円となる。実施時期は平成２５年７月から２６年３月までの９カ月間となる。

また，給食調理員についても，本市職員に準じた措置の実施をおこなう。

カットの対象となる給食調理員は，計２４４名であり，再任用・臨時・嘱託の給食調理員につきましては，本市職員の措置に準じてカット対象外としている。

カットの対象となる給料等は給料月額及び地域手当であり，一律３．６％をカットいたします。影響額としては，平均給与が約３５万円のため，１人あたり月額でマイナス１．２万円，実施期間の総額でマイナス１１万円となる。実施時期は教職員と同様に，平成２５年７月から２６年３月までの９カ月間となりる。

参考であるが，「京都市職員の給与カットの内容」について，本市職員のカット率としては，課長級以上は６．４％，課長補佐・係長級は４．８％，係員級は３．６％であり，給料及び地域手当からカットされる。部長級以上については，このほか，管理職手当が局長級１０％，部長級５％カットされることとなる。本市全体の削減効果は，今回説明させていただきました教職員，給食調理員も含め約２５億円となる。

（委員からの主な意見）

○期末勤勉手当はカットの影響を受けないか。

○京都府とカットの実施期間は同じであるか。

（事務局）
○カット対象となるのは，給料，教職調整額及び地域手当であり，他に影響はしない。
○カットの実施期間は府と同じで，７月から来年３月までである。

（議決）
委員長が，報告１号「平成２５年度における京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の制定について」，議題６号「平成２５年度における京都市立学校給食調理員の給与の額の特例に関する規則の制定について」に対して，採決を行い，各委員「異議なし」を確認。

報第２号　教育に関する事務に係る平成２５年度京都市一般会計補正予算について

（事務局説明）
○　的山　総務課長
今回の補正予算については，急きょ開催されることとなった臨時市会日程等の関係上（１７日議案発送・２４日市会開会），教育長専決処分を行っているため，本日はその承認をお願いしたい。
今回の補正予算については，学校の教育環境の整備充実を図るため，学校の維持修繕に係る経費を増額補正するとともに，職員の給与減額措置を７月から実施することとし，教育費予算額として，差引き４１００万円を増額補正しようとするものである。
まず，学校維持修繕につきましては，国の緊急経済対策に伴う，「元気臨時交付金」の一次交付額の確定に伴い，３億４０００万円を増額補正しようとするものである。
今回の交付金については，京都市として，京都経済再生に向けた流れをより確かなものとし，更なる活性化を図るため，本市が新たに実施する単独事業に充当することとされており，学校関係についても，２０００万円以上の外壁・照明改修などの大規模改修等を，２５年度は１０校程度実施し，教育環境の整備充実を図ってまいりたい。
また，この交付金については２６年度での活用も可能となっており，教育分として，１０～１５校程度の整備を実施するための３億８９００万円を，次年度での活用に向け，他局分と合わせ行財政局において一括して「公共施設等整備管理基金」へ積立てることとしている。なお，２５年度における学校施設等の維持修繕経費については，教育環境の整備充実に向け，２４年度２月補正・２５年度当初予算及び今回の６月補正と，国からの有利な財源も活用し，大幅に予算が増額されている。また，緊急経済対策の趣旨も踏まえ，早期の事業執行を図り，さらに，事業の発注についても，関係課と協議し，京都経済の活性化につながるよう取り組んでまいりたい。
次に，先に教職員人事課から説明のあった京都市教職員の給与の額の特例に関する条例や行財政局提出の京都市職員の給与の額の特例に関する条例などに伴い，７月から実施される職員の給与減額措置による２億９９００万円を減額補正しようとするものである。
国家公務員の給与について，厳しい財政状況及び東日本大震災に対処するため，２４年４月から給与減額措置が実施されている。地方公務員についても，２５年７月から国

家公務員と同様の給与減額を実施することを前提として，改正地方交付税法及び平成２５年度政府予算が成立し，当初見込んでいた地方交付税等の減額（約３２億円）が確実となったため，給与減額措置を行うものである。

約３２億円の地方交付税等の減額の影響を，市民へ及ぼすことを避けるため，京都市がこれまで取り組んできた行財政改革も踏まえつつ，行財政局を中心に減額内容を決定したところである。内容につきましては，表に記載しているとおり，給料・地域手当については△３．６％～△６．４％の減額を実施し，また，部長級以上職員については管理職手当を△５％，△１０％と減額する。この減額措置の実施により，京都市全体で約２５億円の削減となる見込みである。

（委員からの主な意見）

○給与減額措置については，職員のモチベーションの低下につながることのないよう，丁寧な説明が必要になると思うが，どのようにしているのか。

（事務局）

○各所属への説明については，課長会において各所属長へ周知し，所属内で伝達していただいている。

（議決）

委員長が，報第２号「教育に関する事務に係る平成２５年度京都市一般会計補正予算について」に対して，採決を行い，各委員「異議なし」を確認。

議第７号　委員長職務代理の指定について

藤原委員長から，「京都市教育委員会通則第６条に基づいて，委員長職務代理の指定を行う」旨の説明があり，委員長職務代理には星川茂一教育委員が指定された。

（４）　閉会

１３時００分，委員長が閉会を宣告。

署　名　　委員長